

相談
受付中

空き家改修補助金

この補助金は「**空き家**」を改修する場合に、**上限270万円**の助成を行うものです。

対象となる条件

- ① 下記の入居対象者に空き家を貸すこと
 - ② 空き家バンクへ登録期間：事業活用申込の翌年度から13年間登録
 - ③ 耐震性が確保されていること（**上部構造評点が1.0以上**）※耐震補助金の併用可
 - ④ 県税及び町税等について世帯員を含め滞納がないこと
 - ⑤ 住宅改修は原則町内業者に発注すること
 - ⑥ 暴力団等排除措置対象者でないこと
 - ⑦ 所有者（登記名義人）の申込であること及び抵当権等設定をしていないこと
- ※売買物件を取得後の活用や所有者の承諾があれば、入居対象者も活用できます。

入居対象者（**3親等以内は対象外**）

- 単身者：独身かつ40歳以下の者
- 新婚世帯：夫婦のどちらかが40歳以下で入籍後3年以内の世帯
- 子育て世帯：中学校卒業までの子供を養育している世帯
- 町外移住者：「町外に3年以上居住し中土佐町へ住民票を移す者」もしくは「町外に3年以上居住し中土佐町へ住民票を移してから3年以内の者」
- 地域おこし協力隊：着任から任期終了後1年を経過するまでの者

申請から補助金請求までの流れ

- ① 住宅改修費補助金交付申請
※空き家バンクの登録をしていない場合は、登録申込みが必要です。
↓
- ② 交付決定通知書を送付
↓
- ③ 交付決定後、着工（改修工事開始）
↓
- ④ 改修後、必要書類を添付のうえ役場に実績報告書を提出
↓
- ⑤ 完了検査
↓
- ⑥ 交付確定通知送付後に補助金請求書を提出

【問い合わせ先】

まちづくり課：0889-52-2365